

社会福祉法人かんら会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かんら会（以下「当法人」という）定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、並びに評議員選任・解任委員会委員、第三者委員等（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、別表1により支給する。

(報酬等の支給方法)

第3条 役員等に対する支給時期は、区分に応じて定める時期とする。

(1) 常勤役員の報酬は、給与規程第4条に準じて行うものとする。

(2) 非常勤役員の報酬は、当該会議に出席した都度現金にて直接役員等に支給する。

2 報酬等は通貨で直接役員等に支給する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1

(常勤役員等の報酬)

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(非常勤役員等の報酬)

所得税控除後で以下の金額とする。

①評議員

	日 額
評議員会への出席	5,000 円
法人及び施設業務のための出勤（基本半日）	5,000 円

②理事

	日 額
理事会への出席	5,000 円
法人及び施設業務のための出勤（基本半日）	5,000 円

③監事

	日 額
監事監査等への出席	5,000 円
法人及び施設業務のための出勤（基本半日）	5,000 円

④評議員選任・解任委員

	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	5,000 円
法人及び施設業務のための出勤（基本半日）	5,000 円

⑤第三者委員

	日 額
第三者委員会への出席	5,000 円
法人及び施設業務のための出勤（基本半日）	5,000 円

- ⑥ 入所判定会議委員
- ⑦ ゆにっと運営推進委員
- ⑧ 防災協力員

	日 額
各委員会への出席	3,000 円
法人及び施設業務のための出勤（基本半日）	3,000 円